

後期高齢者医療制度のお知らせ

■ 保険料率の見直し等について ■

■ 保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。平成30・31年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

<p>均等割 (被保険者が等しく負担)</p>	<table border="1"> <tr><th>平成28・29年度</th></tr> <tr><td>(年間) 49,809円</td></tr> </table>	平成28・29年度	(年間) 49,809円	➔	<table border="1"> <tr><th>平成30・31年度</th></tr> <tr><td>(年間) 50,205円 (396円増)</td></tr> </table>	平成30・31年度	(年間) 50,205円 (396円増)
平成28・29年度							
(年間) 49,809円							
平成30・31年度							
(年間) 50,205円 (396円増)							
<p>所得割 (被保険者の所得に応じて負担)</p>	<table border="1"> <tr><th>平成28・29年度</th></tr> <tr><td>(年間) 10.51%</td></tr> </table>	平成28・29年度	(年間) 10.51%	➔	<table border="1"> <tr><th>平成30・31年度</th></tr> <tr><td>(年間) 10.59% (0.08%増)</td></tr> </table>	平成30・31年度	(年間) 10.59% (0.08%増)
平成28・29年度							
(年間) 10.51%							
平成30・31年度							
(年間) 10.59% (0.08%増)							
<p>賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)</p>	<table border="1"> <tr><th>平成28・29年度</th></tr> <tr><td>(年間) 57万円</td></tr> </table>	平成28・29年度	(年間) 57万円	➔	<table border="1"> <tr><th>平成30・31年度</th></tr> <tr><td>(年間) 62万円 (5万円増)</td></tr> </table>	平成30・31年度	(年間) 62万円 (5万円増)
平成28・29年度							
(年間) 57万円							
平成30・31年度							
(年間) 62万円 (5万円増)							

■ 保険料の軽減について

保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る軽減判定基準額が、次のとおり見直しされます。

軽減区分	平成29年度	➔	平成30年度
9割軽減	33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)		33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)
8.5割軽減	33万円		33万円
5割軽減	33万円+(27万円×世帯の被保険者数)		33万円+(27万5千円×世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円+(49万円×世帯の被保険者数)		33万円+(50万円×世帯の被保険者数)

■ 所得割の軽減が見直しされます

所得から33万円を引いた額が58万円以下の方の所得割の軽減が次のとおり見直しされます。

平成29年度	➔	平成30年度
所得割2割軽減		所得割軽減なし

■ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされます

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直しされます。

平成29年度		➔	平成30年度	
所得割	均等割		所得割	均等割
かかりません	7割軽減		かかりません	5割軽減

※所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

■ 保険料の計算方法(平成30年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

<p>均等割 【1人当たりの額】 50,205円</p>	+	<p>所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成29年中の所得-33万円)×10.59%</p>	=	<p>1年間の保険料 【限度額62万円】 (100円未満切り捨て)</p>
--	---	---	---	--

お問い合わせ先：住民生活課 税務保険グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8812